

問 XI-1-②（変更の認可と変更の届出）

公益目的支出計画の変更が生じるときに、変更の認可を受けなければならない場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。

答

1 変更の認可を受けることが必要な場合

移行法人が、公益目的支出計画の変更を行う場合には、内閣府令で定める軽微な変更を除き、予め変更の認可を受ける必要があります（整備法第125条第1項）。そのうち、実施事業等^{（注1）}の内容や、公益目的支出計画の完了予定年月日（公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度の末日）に関して変更が生じる場合は、以下の扱いによります。

（1）実施事業等の内容等の変更

①公益目的支出計画に記載した実施事業等のうち、公益目的事業の内容に関して変更が生じる場合については、認定法における考え方と同様の考え方に基づくものとします（問 XI-1-①参照）。

②継続事業の内容に関して変更が生じる場合は、事業の目的・性格等の同一性が認められる場合を除き、変更の認可が必要です。移行後においては継続事業の追加は認められておりません（ガイドラインⅡ 1（1）iii参照）ので、公益目的支出計画には変更後の事業を「公益目的事業」として記載する必要があります。

③実施事業や特定寄附を新たに追加する場合や廃止する場合も、変更の認可を受ける必要があります。

（2）公益目的支出計画の完了予定年月日の変更

各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になることにより、公益目的支出計画が完了予定年月日に完了しなくなることが明らかであるものは、変更の認可を受ける必要があります（整備法施行規則第35条第3号）。

2 変更の届出を行うことが必要な場合

移行法人が、公益目的支出計画の変更を行う場合に、変更の届出が必要になるのは以下の場合です。

（1）公益目的支出計画の軽微な変更

移行法人が、以下に示す公益目的支出計画の軽微な変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を認可行政庁に届け出なければなりません。（整備法第12

5条第3項第2号、整備法施行規則第35条)

- 一 実施事業を行う場所の名称又は所在場所のみの変更
- 二 特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更
- 三 各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になる場合であっても、公益目的支出計画が予定どおりに完了することが見込まれるもの^(注2)
- 四 合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更

(2) 事業に必要な許認可等の変更

実施事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合において、それらの許認可等に変更が生じた場合には、認可行政庁に遅滞なくその旨を届け出る必要があります。

(3) 申請時の収支見込の変更(事前届出)

多額の借入れ等や資産運用方針の大幅な変更などを行うことにより申請時の収支の見込みが変更される場合には、事前に行政庁に届け出ることが必要です。

なお、これらの活動により公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合には、あらかじめ公益目的支出計画の変更認可を受けなければなりません。(公益認定等ガイドラインⅡ2)

(注1)実施事業及び特定寄付をいいます。

(注2)この場合、移行法人はその事業年度の公益目的支出計画実施報告書に当該変更があった旨を明示して提出すれば足りません(整備法施行規則第37条第3項)。